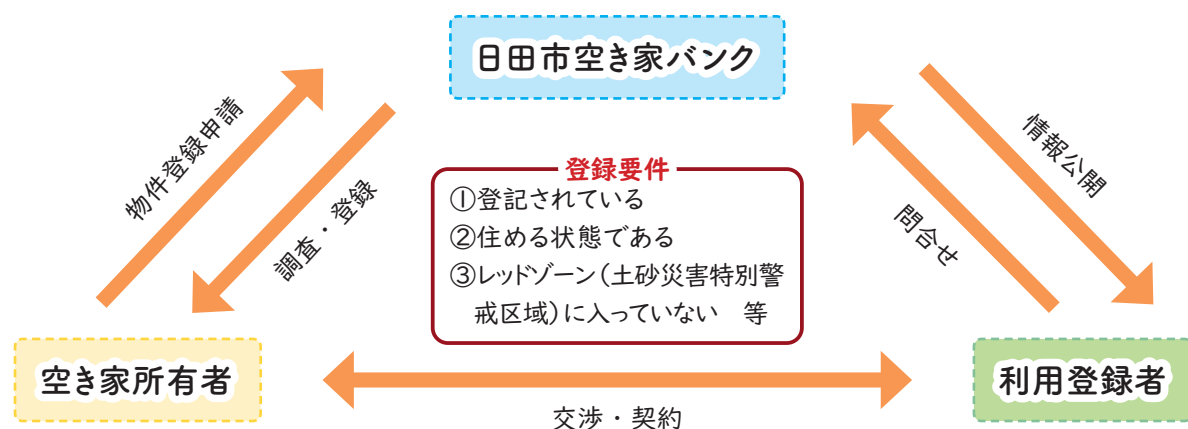


「空き家」が問題になる前に

ここからは、「空き家」を単なる負の遺産として捉えるのではなく、「地域の資源」「地域の財産」として、“壊す”から“活かす”に視点を切り替え、地域課題の解決につなげていくことを考えます。市の調査では、市内の空き家の多くが活用見込みがあると判定されています。家族で話し合い“壊すにはもったいない”“実家を大切にしてくれる人に託したい”という人は、是非空き家バンク制度をご活用ください。あなたの想いに共感し、その空き家を活かしてくれる人との出会いによって、あなたの空き家が誰かの新しい暮らしの場となり、地域を元気にする力になります。

空き家バンクとは？

賃貸又は売却を希望する空き家所有者の申込みによって登録された物件（空き家バンク物件）の情報を、移住者等の住居をお探しの人（空き家バンク利用登録者）に提供する制度です。



※市は、交渉・契約時の仲介行為には一切関与しません。
※交渉・契約については、安全な取引のため、宅建業者等へご相談ください。

空き家バンク登録のメリットは？

- ◆**成約時に奨励金を交付！**
空き家バンクを通じて成約した場合、所有者に奨励金として3万円が交付されます。
- ◆**市ホームページで全国に向けて発信！**
登録物件は市ホームページ等で広く紹介。全国の移住希望者の目に届きます。
- ◆**買い手が移住者なら、購入・改修費等の支援も！**
購入費や改修費等への支援制度があり、買い手が見つかりやすくなります。
- ◆**利用登録者の家探しを、丁寧にサポート！**
物件の問い合わせから内覧対応まで、NPO法人リエラが利用登録者にきめ細かく対応するので、安心です。

年間物件登録件数

44件
(過去3年平均)

年間成約件数

35件
(過去3年平均、
不動産会社での一般成約含む)

こんな空き家が人気です！

- 残置物がなく片付いている
- 賃貸物件
- 適正な売買・賃貸価格が設定されている

空き家バンクの流れ

特集 空き家対策

STEP 1

申請前に確認しましょう

- ☑ **権利関係の確認**
 - ・未登記・相続登記未了の場合は司法書士に相談する
- ☑ **建物の状況確認**
 - ・“住める状態か”を判断する
(補修の要否、シロアリ被害の有無、ライフライン・周辺環境の状態 等)
- ☑ **必要書類の準備**
 - ・登記事項証明書、固定資産税課税明細書の確認(登録の手续に必要な)
 - ・建物図面・間取り図・修繕履歴などがあれば整理しておく
- ☑ **宅建業者の選定**
 - ・交渉・契約時の仲介者を事前に選んでおく
- ☑ **掲載価格の検討**
 - ・不動産会社等の査定などを参考にして決定する

STEP 2

物件登録申請をする 「空き家バンク登録申請書」を市に提出

STEP 3

物件調査 NPO法人リエラが物件調査を実施 → 市が登録可否を審査

STEP 4

登録完了・空き家情報公開 物件情報の公開 → 希望者の見学案内

STEP 5

交渉 利用登録者から交渉の申込み → 宅建業者等の仲介を経て交渉

STEP 6

交渉結果の報告 交渉結果を市に報告 → 成約（不成約の場合は再公開）

あなたの空き家、「居住支援」に役立ててみませんか？

近年、高齢者や一人暮らし世帯の増加によって、住まい探しに困っている人からの相談が増えています。こうした人たちの住居確保を支える「居住支援」の観点からも、空き家バンクは移住希望者だけのための制度ではありません。地域で安心して暮らしたい人の住まい探しにもつながっています。

今、特に求められているのは賃貸で利用できる住宅です。「貸すのは不安」という人も、是非一度ご相談ください。居住支援法人等と連携しながら、あなたに合った賃貸の方法と一緒に考えます。

居住支援への第一歩！ まずはこちらをご覧ください。

居住支援セミナーに関する動画 [ID9900](#)

居住サポート住宅認定制度 [ID2998](#)

日田市居住支援協議会ホームページ▼

